

# 学校法人愛知学院 知的財産ポリシー

平成22年4月1日施行

## 1. 目的

学校法人愛知学院（以下「本学院」という。）は、本学院産学官連携ポリシーに基づき、研究成果の社会還元や地域社会との連携等の社会貢献を、教育・研究と併せて重要な使命としています。

また、「知の時代」といわれる21世紀を迎え、本学院は学術研究を通じて、従来の研究分野から新たな研究分野にまで及ぶ多様な知的財産の創出に努め、社会への還元・活用を促進していく必要があります。

このような基本的な考えをもとに、本学院では、知的財産を社会へ還元・活用していくためには、教育研究活動及び産学官連携活動を通じて、職員が創出した知的財産の取扱いを明確にするため、次のとおり知的財産ポリシーの基本的理念を定める。

## 2. 基本的理念

### (1) 知的財産の機関帰属

本学院で行った研究又は本学院施設を利用して行った研究の結果生じた職務発明等については、原則として本学院に帰属とし、組織的かつ一元的に権利取得・保護・管理・活用等を行う。

### (2) 知的財産に係る専門組織の設置

本学院は、発明審査委員会を設置し、知的財産に関する迅速かつ効率的な意思決定を行い、必要な専門職員の養成・確保に努める。

また、知的財産の機関帰属に伴い、本学院に研究成果としての知的財産を保護・管理・活用していくことを主たる目的とする知的財産担当部署として「研究推進・社会連携部研究推進・社会連携課（知財担当）」を置く。

### (3) 知的財産に係る外部機関との連携

本学院では、知的財産の管理・活用を行う際の方策として、発明評価・特許出願手続・特許調査等については、弁理士・科学技術振興機構（JST）・技術移転機関（TLO）等の外部専門機関を積極的に活用し、併せて研究成果の社会への技術移転を進める。

### (4) 透明性を維持した知的財産の活用

本学院は、長期的な視点に立って知的財産の活用を行い、企業等と高い透明性のある関係を構築・維持する。

### 3. 知的財産の権利化

本学院では、機関帰属した知的財産について有効性を評価し、積極的に権利化を推進する。

#### (1) 発明の発掘と意識啓発

本学院では、研究者に係る発明の発掘や意識啓発に当たって発明相談・研究室訪問を積極的に推進し、研究者の支援に努める。

#### (2) 発明に関する届出義務

本学院の職務に関連して発明を行った者は、必ず事前にヒアリングを受け、速やかに発明届・関係書類を提出するものとする。

#### (3) 知的財産の創出とインセンティブ

本学院は、職員に対して知的財産マネジメントへの理解の促進を図るとともに、本学院の潜在的なシーズの発掘に努め、知的財産の創出を支援する。

また、本学院は、機関帰属の決定に伴い、発明者に対して、相当の個人補償とロイヤルティの還元等のインセンティブを付与し、発明者が技術移転等を行う希望がある場合には、知的財産の帰属・実施等に際し、可能な限り発明者の意向を尊重する。

#### (4) 発明者等への補償

本学院は、知的財産の活用によって収入を得た場合には、発明者等に補償金として適切に還元し、特に実施補償金については、発明者に適切な対価を付与するものとする。

また、補償金の支払いを受ける権利を有する発明者が退職又は死亡したときの権利は、これを存続する。

#### 附則

このポリシーは、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

このポリシーは、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

このポリシーは、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

このポリシーは、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

このポリシーは、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

このポリシーは、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。